

## 英吉利法律学校の教科書出版

今日、学校で教科書が使用されるのはごく普通のことであるが、創立時の英吉利法律学校では教科書がなかった。

といつても、一八八五（明治十八）年七月の同校「設置願」によれば、「教科用図書ハ講義ヲ筆記セシメ時々之ヲ刊行シ遂ニ全備ノモノヲ出版スルニ至ルヲ期スルヲ以テ最初ニハ無之」というように、とりあえず教科書はないが、まず講義を筆記・印刷した「講義録」を出版し、そのまとまったものを教科書としようという方針であった。

講義録は各講師の講義を分載・合冊した定期刊行物としてまず発行された。講義が完結するとまとめられ、一冊で製本されるか、他の講義と合冊されるかして製本される。

神田区錦町にあった英吉利法律学校のほど近く、同区表神保町にあった錦水堂は、八六年には「英吉利法律学

校及び東京専門学校ノ法理学教科書ト定メラレタレバ」云々と見え、本校の講義録が東京専門学校（現早稲田大学）の教科書にもなっているケースが知られる。

さて、講義録以外で教科書が切実な問題となったのは、八六年に第二科（原書科）を設置した際のことであった。原書科は文字通り原書（英文法律書）で講義を進めることを原則とした学科であるが、教科書となるべき原書は、学生はもちろん学校も容易に入手できる状況にはなかった。

八七年三月の英吉利法律学校規則を見ると、第二科教

英吉利法律学校講師 法學士 渡邊安積講述

アンソンの氏契約法 第十四編第十五編出版 定価十錢

第一四六七八九十一編ハ定価八錢宛第二三五十二三十四編ハ定価十錢宛 但初編ヨリ取用入用ノ御方ヘハ一割引ケ即チ金幣圓貳拾二錢四厘ニテ差上候 尤モ郵税ハ一編ニ付二錢宛申受ケ候

アンソンの氏契約法ハ英吉利契約書中最モ新シク最モ精緻ノモノニシテ英國大學校我カ帝國法科大學及ヒ英吉利法律學校等ニ於テ教課書トナス者ナリ本書ハ慣習法平衡平 法制定條例等ノ中ヨリ契約ノ關係ヲ詳細シ且右來今日ニ至ルマテ重要ノ 判決例ヲ引用シテ原則ヲ説明シタレハ英國現行契約法ヲ攷究スルモハ決シテ本書ノ 右ニ出ツル者ナキヲ確信ス●本書ハ先キニ出版ニ着手シタル以テ大ニ江湖諸君ノ愛 讀ヲ厚クシテ多ク冊數ヲ賣盡シタルニ不幸ニモ講義者事故アリテ久シク中絶ノ姿ニ 相成リ愛讀諸君ヨリ願フニ督促ヲ蒙リテ恐縮ノ至リニ堪ヘス然ルニ今日ヨリ再ヒ舊 業ヲ繼キ續々殘編ヲ出版シ速ニ竣効スルコトヲ期スヘシ

東京神田區表神保町一番地

萬國法律週報發行所 法律書店 錦水堂

英吉利法律學校教課書發賣所 法律書店 錦水堂

錦水堂の出版広告

校教課書発売所」を名乗っている法律書専門書店であったが、この錦水堂などで完結した講義録が製本・頒布されたらしい。実は錦水堂は創立者の一人で英吉利法律学校幹事であった渡辺安積の起こした書店である。渡辺は、当時最も同校の講義録や原書などの教科書確保に意を用いた一人である。渡辺が八六年に行つた「法理学」の講義は彼の死により未完に終わったが、彼の主宰する『万国法律週報』によれば、「ホルランド氏ノ法理学ノ書ニ拠リ法理ノ大要ヲ講述」しようとするものだった。

講義内容はさておき、関直彦が前年行つた講義の依拠したオースチン法理学と今年度の法理学講義の關係に触れ、あるいはまた、江木衷が警視庁で講述した「法理学講義」を参考書として挙げているのが興味深い。「オースチン氏法理学」は錦水堂、江木のものとは博聞社からそれぞれ刊行されている。

錦水堂の前者の広告では、同書が「今般英吉利法律学科書貸与規則が規定され、学生は同校所蔵の原書を借りて教室に携帯することが許された。むろん、授業終了後は返却しなければならなかったが、「第二科ノ教科書ハ本校蓄蔵ノ多寡ニ依リ自宅ニ携帯スルコトヲ許ス事アル可シ」とされ、自宅への借り出しも可能であった。

しかしその場合、「相当ノ保証金ヲ差出サ」なければならなかった。こうした原書不足の状況に対応したのが英吉利法律学校の原書出版事業であった。これも、一挙に全冊を翻刻し刊行するのではなく、毎月三回の逐次刊行で講義録と同様に数種の英文法律書や注解の分載・合冊形式で刊行されたものだった。

こう見てくると、急速に規模を大きくしていった英吉利法律学校は、種々の英法解説書や英文法律書などの教科書が決定的に不足する状況の中で、講義録や原書の出版に取り組み、状況を改善していかざるを得なかった。またこのことが、反面では英吉利法律学校の設置目的の一つであった「法律書庫の充実」に繋がる原動力ともなったといえよう。